

区民葬儀霊柩車運送料金の改定について

令和6年10月の特別区区民葬儀運営協議会（以下「運営協議会」といいます。）での決定に基づき、区民葬儀霊柩車運送料金（以下「霊柩車運送料金」といいます。）を改定します。

1 区民葬儀の概要

死亡届を区に届けた時に交付する区民葬儀券を区民葬儀取扱指定店に渡すことで、葬儀にかかる一部のサービス（祭壇・霊柩車・火葬・骨壺）を比較的 low 料金で利用することができます。

2 霊柩車運送料金改定

(1) 改定内容

【改定前】

種別	区分	料金		
		10 km まで	20 km まで	30 km まで
宮型指定車		33,270円	39,320円	45,370円
普通霊柩車		15,570円	19,530円	23,490円

【改定後】

種別	区分	料金		
		10 km まで	20 km まで	30 km まで
宮型指定車		37,400円	44,000円	50,600円
普通霊柩車		19,220円	23,840円	28,460円

(2) 改定時期

令和7年4月1日

(3) 運営協議会で改定が了承された理由

ア 国際的な原材料費の上昇をはじめ、円安による海外からの輸入コストの増加などによる車両価格・燃料油脂費等の物価上昇、人件費高騰の影響により、霊柩車運送事業者の経営を圧迫しているため。

イ これまでは3～7年おきに料金改定を行っていたが、平成27年4月以降は新型コロナウイルスの影響もあり価格改定を9年見送っており、安定した霊柩車運送業務の遂行のために、霊柩車運送料金の改定が必要であること。

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年1月 区ホームページ、区 X（旧 Twitter）で周知
4月1日 新霊柩車運送料金での運用開始

4 運営協議会について（参考）

運営協議会は、特別区や葬儀取扱業者団体の代表等で構成され、「区民葬儀取扱業者の指定及び取消」や「区民葬儀取扱料金の設定」等、区民葬儀の円滑な運営を推進するために設置される協議会です。